

「仕事と生活の調和」実現度指標の改訂に向けた作業状況

1. 「仕事と生活の調和」実現度指標とは

(1) 趣旨・目的

「仕事と生活の調和」実現度指標は、我が国の社会全体でみた個人の暮らし全般に渡る仕事と生活の調和の実現状況(=個人の実現度指標)と、それを促進するための官民の取組による環境の整備状況(=環境整備指標)を数量的に把握し、その進展度合いを測定するものである。

我が国の社会全体でみた仕事と生活の調和の実現度を数量的に測り、評価・分析することにより、仕事と生活の調和実現の阻害要因や、取り組むべき政策及び政策の優先度の把握に資することを目的とする。また、仕事と生活の調和の考え方やその現状を国民一般に広く普及させるためにも用いる。

(2) 指標の特徴

仕事と仕事以外の家庭生活、地域・社会活動、学習や趣味・娯楽など暮らし全般の活動分野や健康や休養の状況など幅広い分野を把握

個人の状況のみならず、個人が様々な活動を選択することができるような官民による社会基盤づくりができてきているかといった環境整備の状況についても指標化

働く人のみならず、無業、高齢者を含め多様な人々を対象

(3) 指標の体系

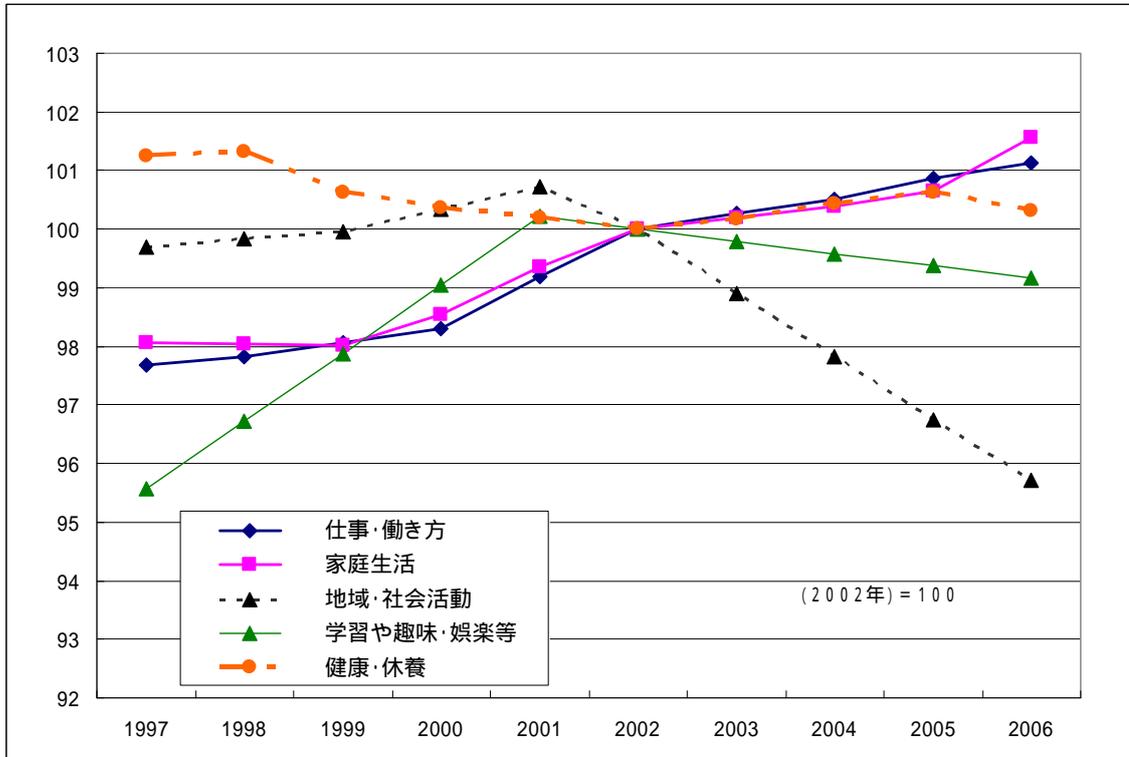
「個人の実現度指標」と「環境整備指標」の二つの指標から構成。

個人の実現度指標は、「 .仕事・働き方」、「 .家庭生活」、「 .地域・社会活動」、「 .学習や趣味・娯楽等」、「 .健康・休養」の5分野から構成。

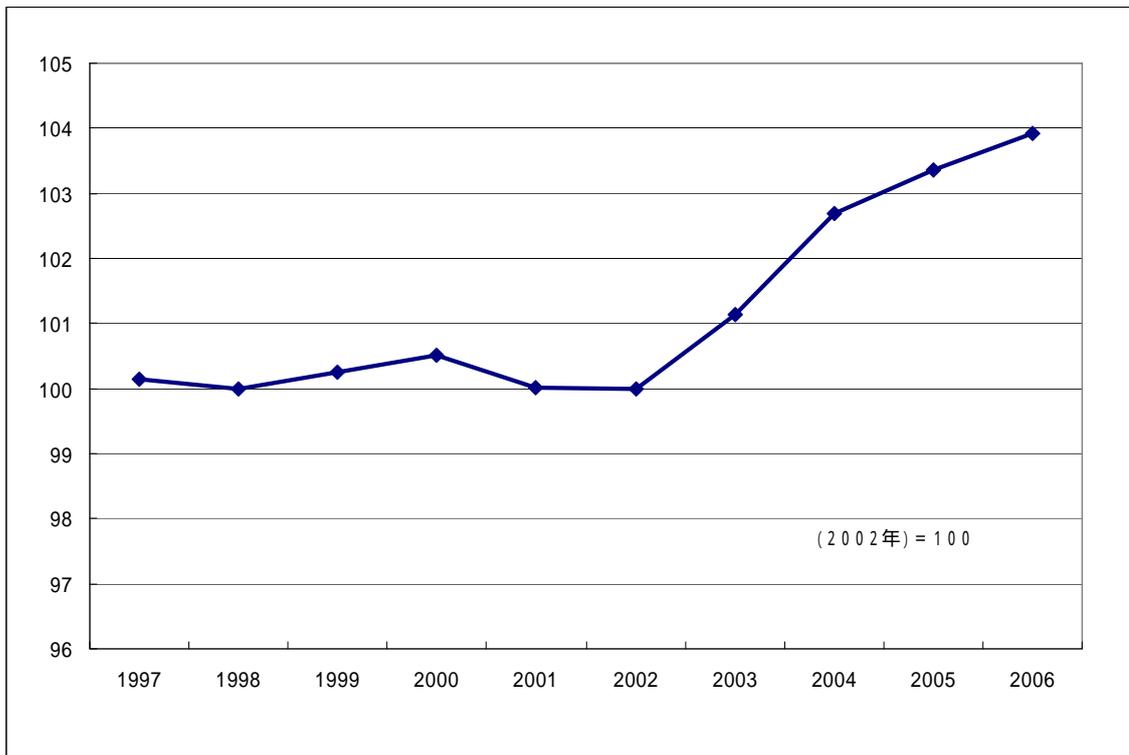
環境整備指標は、分野を設けず一つの指標として算出。

両指標とも2002年を基準年として算出されており、指数の上昇は、仕事と生活の調和が進展していることを、また、指数の低下は後退していることを示す。

個人の実現度指標



環境整備指標



2. 点検・評価ワーキンググループにおける実現度指標の見直方針

基本的には現在の指標の体系を前提として、構成要素（＝統計指標）の選択が適当かなどの観点から見直しを行う。

その際、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」で示された「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」（就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会）の実現度を適切に把握するという観点も含めて検討する。

見直しに当たり特に以下の点に留意する。

- ・「就労による経済的自立が可能な社会」の指標を作成すると、90年代後半以降一貫して改善しているが、この動きが適切かどうか
- ・「家庭生活」、「地域・社会活動」、「学習や趣味・娯楽等」、「健康・休養」の分野は、「仕事・働き方」に比較して構成要素の種類も少ないが、更に改善する必要はないか

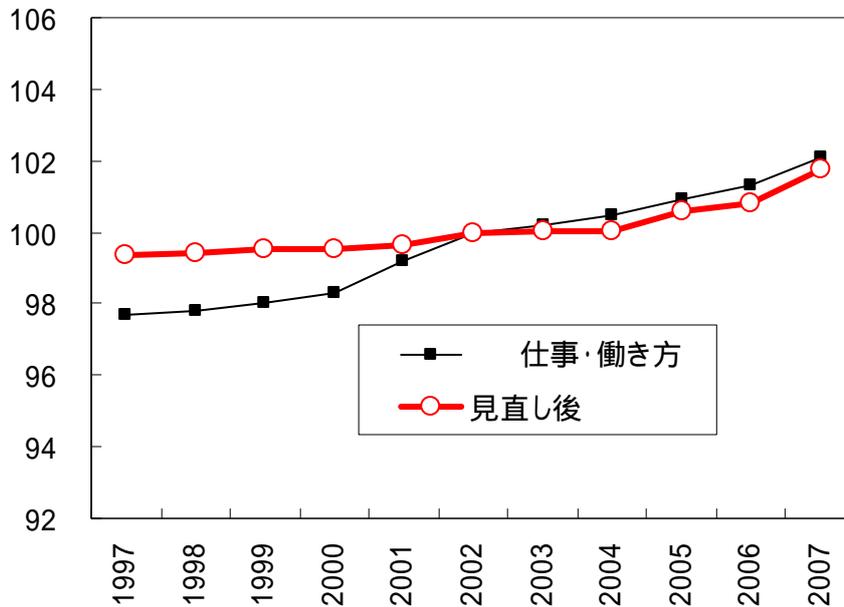
その他、必要に応じ、以下のような点についても検討する。

- ・指標体系の概念により合致した構成要素を採用できないか
- ・できるだけ時系列的に連続した構成要素を採用できないか
- ・計算方法の改善によって、より実感に合った指標を作成できないか

3. 実現度指標の試算値

(1) 5分野別の動向

「仕事と働き方」分野



< 構成要素の変更点 >

正社員とそれ以外の労働者の賃金格差

一般労働者、全産業、男女別、大卒、年齢別（30～49歳）の所定内給与額について、正社員と正社員以外の比率を採用。（賃金構造基本統計調査）

男女間の賃金格差

中項目「働く人の多様性」から中項目「柔軟な働き方」へ移動。所定内給与額について、標準労働者、全産業、企業規模計、大卒、30～49歳の女性の男性に対する比率を採用。（賃金構造基本統計調査）

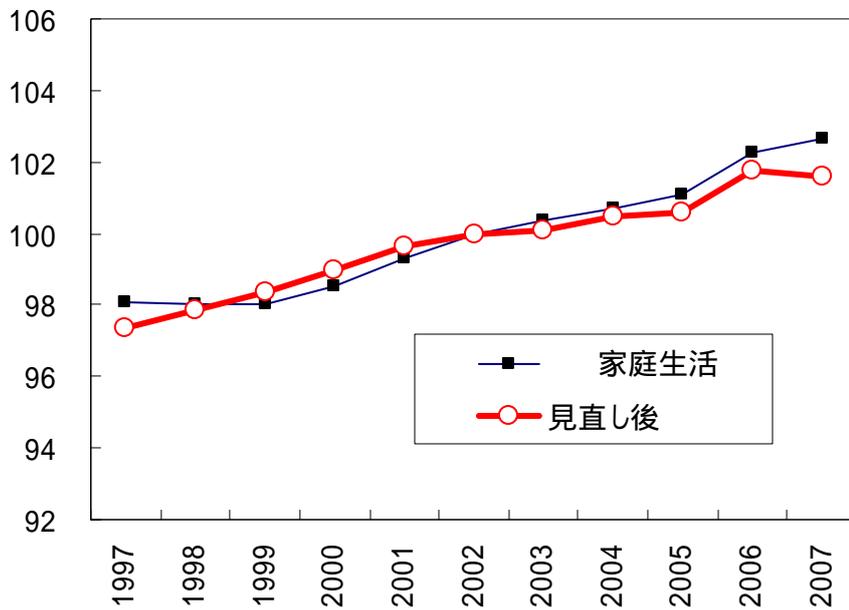
フリーター数を2001年以前に遡及

失業率（求職意欲喪失者を含む。）を追加

50歳未満の世帯主における中位数の半分以下の所得世帯に属する世帯員割合（全国消費実態調査）

年収200万円以下の所得者数の割合に変更（民間給与実態調査）

「 家庭生活」分野



< 構成要素の変更点 >

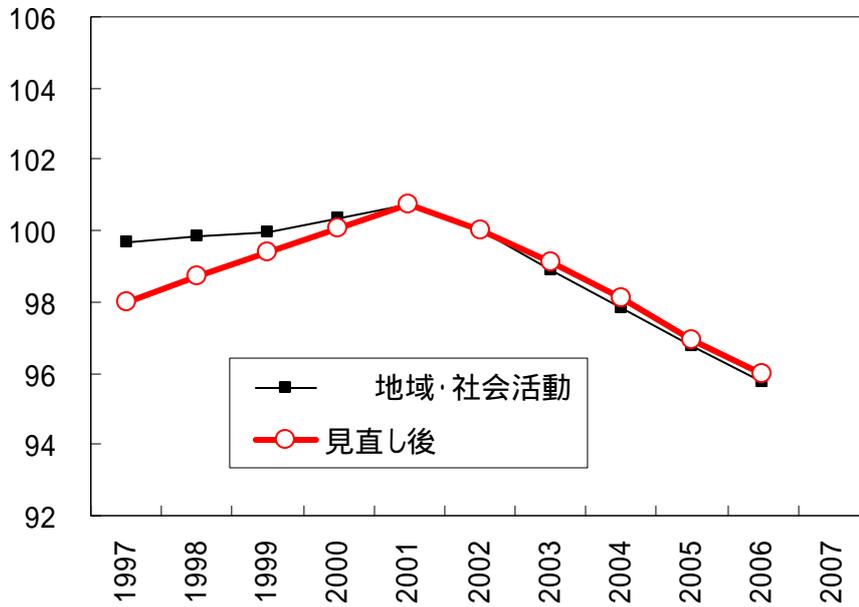
有職者の平日の平均在宅時間

家族と一緒にいた平均時間（有業者）に変更。

「家庭生活を優先したい」と希望する人の割合と現実に「優先している」人の割合の差を新規に追加。

家族団らんの満足度を追加（国民生活に関する世論調査）

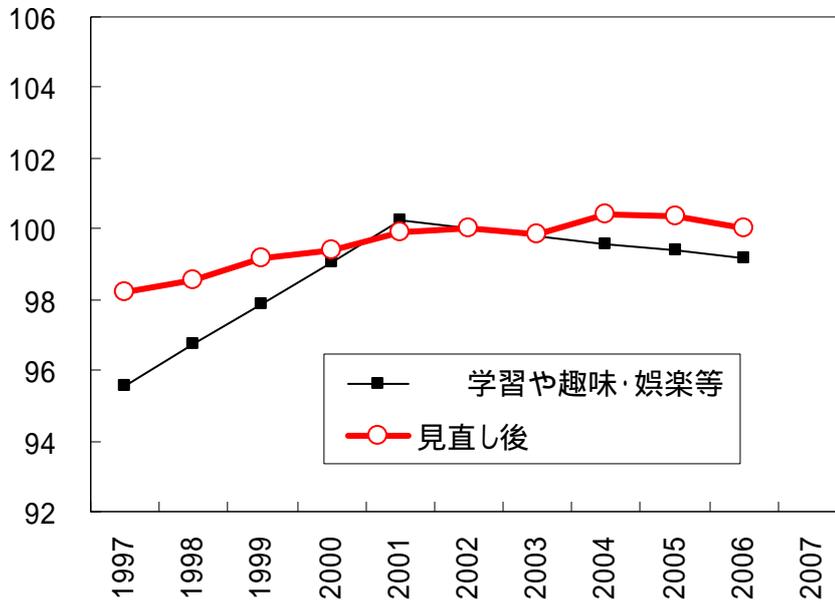
「 地域・社会活動」分野



< 構成要素の変更点 >

ボランティア人数の総人口比を新規に追加（ボランティア活動年報）。
ボランティア活動の行動者率を年間行動者率に変更。

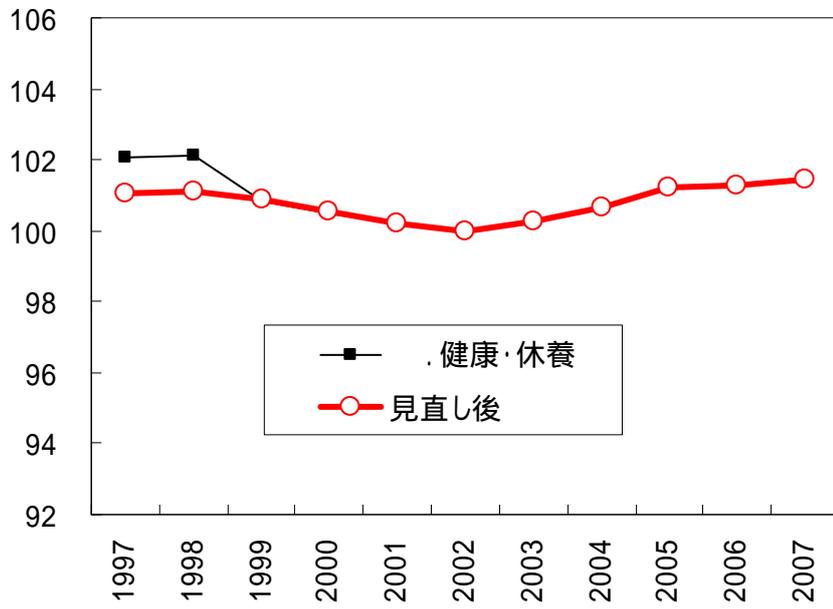
「 学習や趣味・娯楽等」分野



< 構成要素の変更点 >

- 教養娯楽サービス（実質消費支出）を新規に追加。
- 学習・研究、趣味・娯楽等の行動者率を年間行動者率に変更。
- 大学院における社会人学生の割合を新規に追加。
- 社会教育施設における講座等の受講者数の割合を新規に追加。
- 図書館の帯出者数の人口比を新規に追加。
- 体育施設の一人あたり利用回数を新規に追加。

「健康・休養」分野



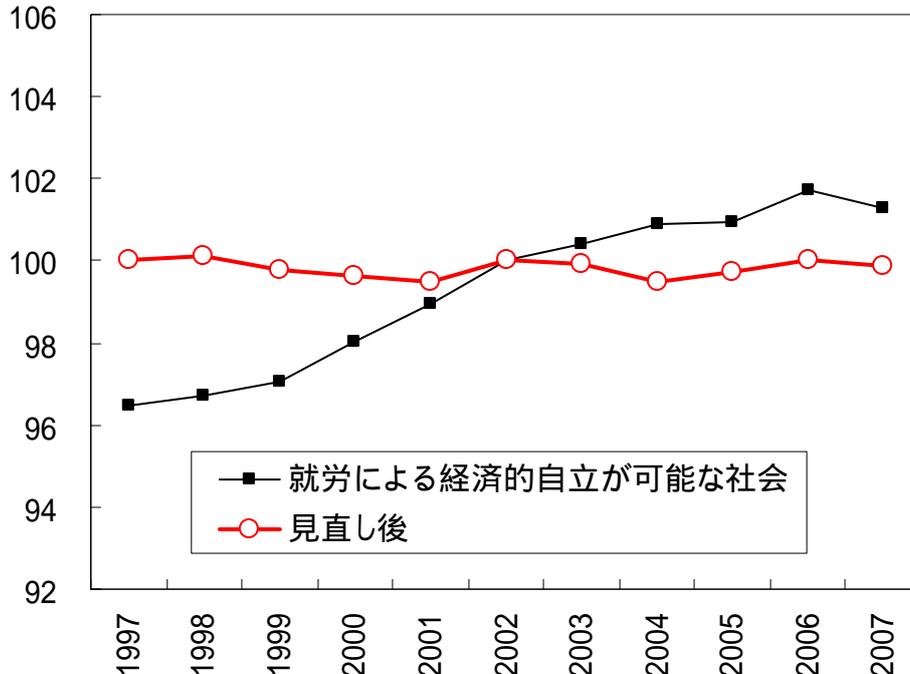
< 構成要素の変更点 >

なし。

(2) 3 つの社会の姿の動向 (「 仕事・働き方」 分野から算出)

就労による経済的自立が可能な社会

(2002 = 100)



< 構成要素の変更点 >

正社員とそれ以外の労働者の賃金格差

一般労働者、全産業、男女別、大卒、年齢別 (30 ~ 49 歳) の所定内給与額について、正社員と正社員以外の比率を採用。(賃金構造基本統計調査)

男女間の賃金格差

中項目「働く人の多様性」から中項目「柔軟な働き方」へ移動。所定内給与額について、標準労働者、全産業、企業規模計、大卒、30 ~ 49 歳の女性の男性に対する比率を採用。(賃金構造基本統計調査)

フリーター数を 2001 年以前に遡及

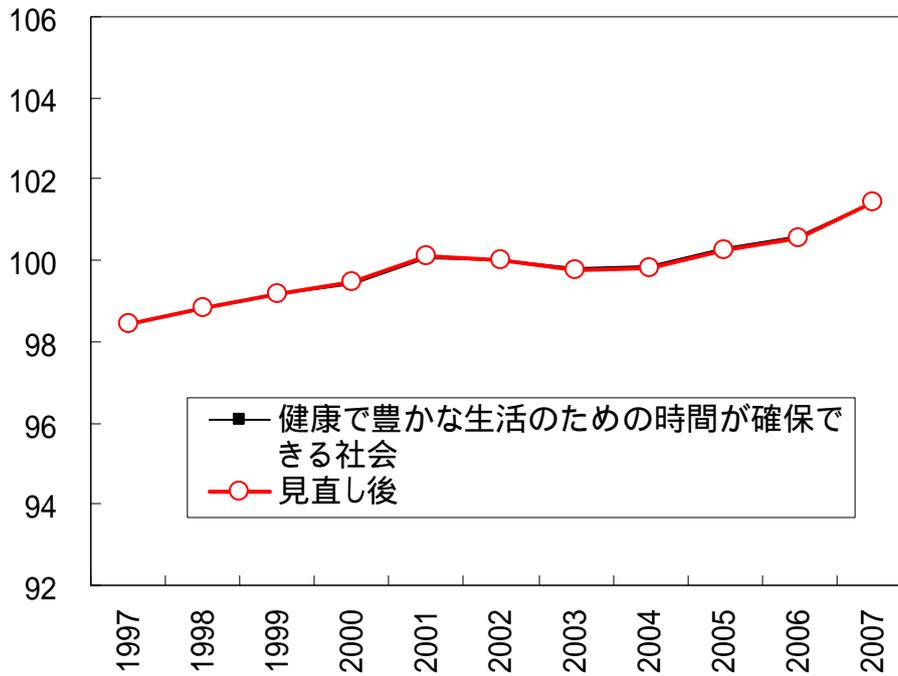
失業率 (求職意欲喪失者を含む。) を追加

50 歳未満の世帯主における中位数の半分以下の所得世帯に属する世帯員割合 (全国消費実態調査)

年収 200 万円以下の所得者数の割合に変更 (民間給与実態調査)

健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

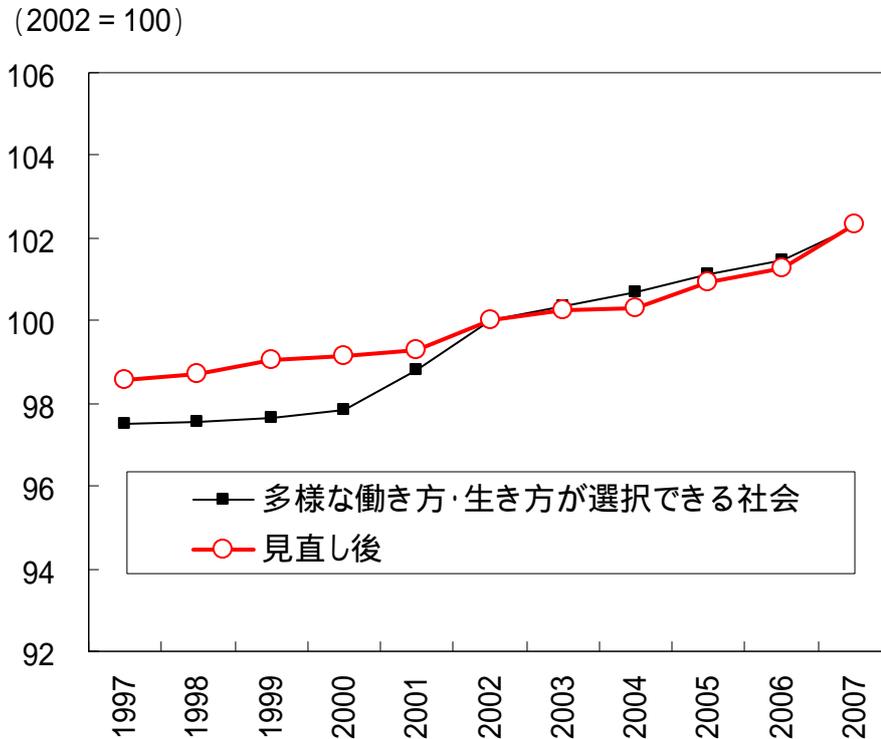
(2002 = 100)



< 構成要素の変更点 >

なし。

多様な生き方・働き方が選択できる社会



< 構成要素の変更点 >

正社員とそれ以外の労働者の賃金格差

一般労働者、全産業、男女別、大卒、年齢別（30～49歳）の所定内給与額について、正社員と正社員以外の比率を採用。（賃金構造基本統計調査）

男女間の賃金格差

中項目「働く人の多様性」から中項目「柔軟な働き方」へ移動。所定内給与額について、標準労働者、全産業、企業規模計、大卒、30～49歳の女性の男性に対する比率を採用。（賃金構造基本統計調査）

(注)「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に記載されている3つの社会の姿別にみた数値目標と、本実現度指標による3つの社会の姿別指標とでは、構成要素が異なることに留意する必要がある。

数値目標

別紙1

	数値目標設定指標	現状	目標値	
			5年後(2012年)	10年後(2017年)
就労による経済的自立が可能な社会	就業率 (、にも関わるものである)	25～34歳 男性 90.3%	93～94%	93～94%
		25～44歳 女性 64.9%	67～70%	69～72%
		60～64歳 男女計 52.6%	56～57%	60～61%
		65～69歳 男女計 34.6%	37%	38～39%
	時間当たり労働生産性の伸び率 (、にも関わるものである)	1.6% (1996年～2005年度の10年間平均)	2.4%(5割増) (2011年度)	—
	フリーターの数	187万人 (平成15年にピークの217万人)	ピーク時の3/4に減少 (162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少 (144.7万人以下)
健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
	年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
多様な働き方・生き方が選択できる社会	テレワーカー比率	10.4%	20% (2010年まで)	-
	短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考)8.6%以下	10%	25%
	自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%(正社員) 23.4%(非正社員)	60%(正社員) 40%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
	第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
	保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 20.3%	29%	38%
		放課後児童クラブ(小学1年～3年) 19.0%	40%	60%
	男女の育児休業取得率	女性:72.3% 男性:0.50%	女性:80% 男性:5%	女性:80% 男性:10%
6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分	

「個人の実現度指標」構成要素一覧

分野	中項目	小項目	現行の構成要素	見直し案
仕事・働き方	1. 柔軟に働き方を選択できるか	個人が人生の各段階における希望に応じて、柔軟に働き方を選択できているか	テレワーカー比率	
			出勤時間の多様性	
			正社員に占める短時間雇用者比率 [男性]	統計調査の質問内容の変更を踏まえ、2002年以降のデータ採用
			正社員に占める短時間雇用者比率 [女性]	統計調査の質問内容の変更を踏まえ、2002年以降のデータ採用
			育児のための勤務時間短縮等の措置の利用状況	
			育児休業取得率 [男性]	
			育児休業取得率 [女性]	
			自己啓発を行っている労働者の割合	
			非正規から正規への移動率 [男性]	
			非正規から正規への移動率 [女性]	
	2. 多様な主体が希望に応じて働けるか	女性や高齢者等も含めた多様な主体が希望に応じて働けているか	「仕事を優先したい」と希望する人の割合と現実に「優先している」人の割合の差	
			正社員とそれ以外の労働者の賃金格差(男性)	一般労働者、全産業、男女別、大卒、年齢別(30～49歳)の平均所定内給与額について、正社員と正社員以外の比率を採用
			正社員とそれ以外の労働者の賃金格差(女性)	「男女間の賃金格差」を追加。(賃金構造基本調査)平均所定内給与額について、標準労働者、全産業、企業規模計、大卒、30～49歳の女性の男性に対する比率)
			管理的職業従事者及び専門的・技術的職業従事者に占める女性割合	
			女性の就業率(25～44歳)	
			女性の就業希望率(25～44歳)	統計調査の質問内容の変更を踏まえ、2002年以降のデータ採用
			女性の再就職率	
			60歳代の就業率 [男性]	
			60歳代の就業率 [女性]	
			60歳代の就業希望率 [男性]	
3. 過重な負担となったり、生活が維持できないような働き方をしていないか。	仕事のための拘束時間が過度に長くなっていないか	60歳代の就業希望率 [女性]		
		正社員比率の男女差		
		平均勤続年数の男女差		
		正社員の男女の平均所定内給与格差	削除。上記の「1. 待遇面での公正性」へ移動。	
		第1子出産後の継続就業率		
		女性(25～44歳)の子どもの有無による就業率の差		
		子どもを持つ女性(25～44歳)の潜在失業率	統計調査の質問内容の変更を踏まえ、2002年以降のデータ採用	
		週労働時間60時間以上の雇用者の割合 [男性]		
		週労働時間60時間以上の雇用者の割合 [女性]		
		時間当たり労働生産性		
収入面で生活の自立が可能か	フリーター数の自立が可能か	通勤時間 [男性]		
		通勤時間 [女性]		
		フリーター数 [男性]	2001年以前に遡及(労働力調査、就業構造基本調査の特別集計)	
		フリーター数 [女性]	2001年以前に遡及(労働力調査、就業構造基本調査の特別集計)	
			失業率(求職意欲喪失者を含む。)を追加。(労働力調査)試算では、(完全失業者+求職意欲喪失者)/(労働力人口+求職意欲喪失者)を採用。	
		低所得層(第 四分位)の賃金(60才未満男性)		
		低所得層(第 四分位)の賃金(60才未満女性)		
		50歳未満の世帯主における中位数の半分以下の所得世帯に属する世帯員割合	年収200万円以下の所得者数の割合に変更。(国税庁「民間給与実態調査」)	

家庭生活	1. 家族で過ごす時間はどれくらいか	有職者の平日の平均在宅時間 [男性]	有業者の家族と一緒にいた平均時間(男女別)に変更。(社会生活基本調査)	
		有職者の平日の平均在宅時間 [女性]		
		一週間のうち家族そろって一緒に食事をする日数(4日以上の割合、朝食+夕食)		「家庭生活を優先したい」と希望する人の割合と現実に「優先している」人の割合の差を追加。(WLB特別世論調査) 男性、女性、年齢別で希望と現実の方向性が異なるため、男女別、30~49歳の属性で割合の差を計算
	2. 家庭内での男女の家事・育児等への関わり方はどうか	親子の対話に関する満足度	家族団らんの満足度を追加。(国民生活に関する世論調査)	
		家事・育児・介護等の総平均時間の男女比率		
		6歳未満の子どもがいる者の家事・育児の総平均時間の男女比		
「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の割合 [男性]				
	「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成の割合 [女性]			
地域・社会活動	1. 希望する人が地域・社会活動等に参加できているか	ボランティア活動・社会参加活動の総平均時間 [男性]	ボランティアの人数の総人口比を追加。(ボランティア活動年報)	
		ボランティア活動・社会参加活動の総平均時間 [女性]		
		地域活動等をする時間や機会への満足度		
	2. 多様な主体が地域・社会活動等に参加できているか	交際・つきあいの総平均時間 [男性]	ボランティア活動の年間行動者率に変更。(社会生活基本調査) (男女別、有業・無業別に計算)	
		交際・つきあいの総平均時間 [女性]		
		ボランティア活動・社会参加活動の行動者率(有業者) [男性]		
		ボランティア活動・社会参加活動の行動者率(有業者) [女性]		
		ボランティア活動・社会参加活動の行動者率(無業者) [男性]		
		ボランティア活動・社会参加活動の行動者率(無業者) [女性]		
		交際・つきあいの行動者率(有業者) [男性]		
交際・つきあいの行動者率(有業者) [女性]				
	交際・つきあいの行動者率(無業者) [男性]			
	交際・つきあいの行動者率(無業者) [女性]			
学習や趣味・娯楽等	1. 学習や趣味・娯楽等のための時間はあるか	学習・研究の総平均時間 [男性]	教養娯楽サービス(実質消費支出)を追加。(家計調査)	
		学習・研究の総平均時間 [女性]		
		趣味・娯楽等の総平均時間 [男性]		
		趣味・娯楽等の総平均時間 [女性]		
	2. 多様な主体が学習や趣味・娯楽等を行っているか	学習・研究の行動者率(有業者) [男性]	学習・研究の年間行動者率に変更。(社会生活基本調査) (男女別、有業・無業別に計算)	
		学習・研究の行動者率(有業者) [女性]		
		学習・研究の行動者率(無業者) [男性]		
		学習・研究の行動者率(無業者) [女性]		
		趣味・娯楽等の行動者率(有業者) [男性]		趣味・娯楽等の年間行動者率に変更。(社会生活基本調査) (男女別、有業・無業別に計算)
		趣味・娯楽等の行動者率(有業者) [女性]		
趣味・娯楽等の行動者率(無業者) [男性]				
趣味・娯楽等の行動者率(無業者) [女性]				
	大学院における社会人学生の割合を追加。(学校基本調査)			
	社会教育施設における講座等の受講者数の割合を追加。(社会教育調査)			
	図書の出借者数の人口比を追加。(社会教育調査)			
	体育施設の一人あたり利用回数を追加。(社会教育調査)			
健康・休養	1. 仕事を通じて心身の健康を害することはないか	仕事量を理由に強い不安・悩み・ストレスを持つ人の割合 [男性]		
		仕事量を理由に強い不安・悩み・ストレスを持つ人の割合 [女性]		
		過労死等事案の労災補償件数		
	2. 休養のための時間はあるか	20歳以上の健康診断等の受診率		
		年次有給休暇取得率		
		休養・くつろぎの総平均時間		
	十分に睡眠をとっている人の割合 [男性]			
	十分に睡眠をとっている人の割合 [女性]			

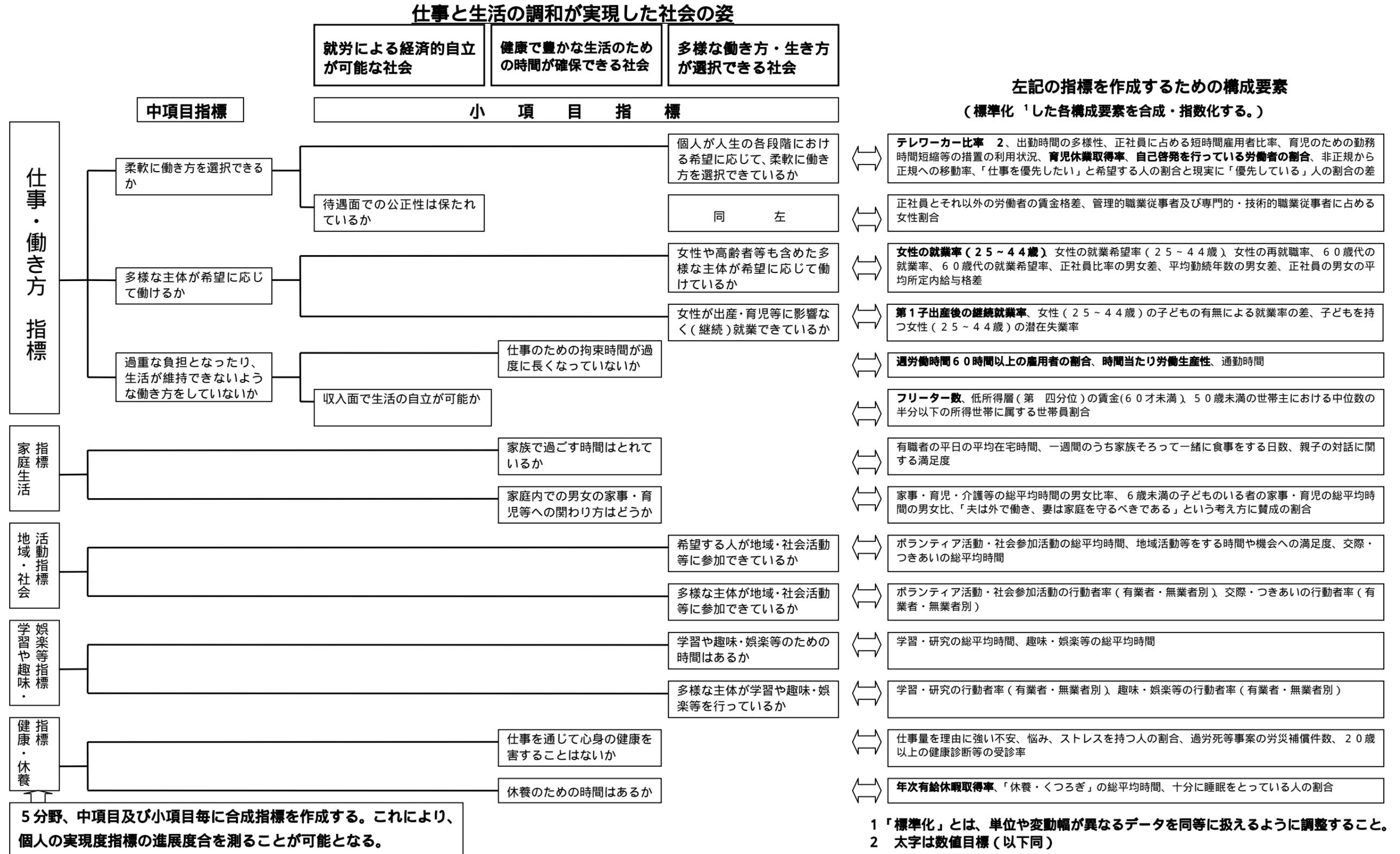
「仕事と生活の調和」実現度指標について

「仕事と生活の調和」実現度指標について(平成20年3月25日仕事と生活の調和に関する専門調査会)(抄)

「仕事と生活の調和」実現度指標は、我が国の社会全体でみた個人の暮らし全般に渡る仕事と生活の調和の実現状況と、それを促進するための環境の整備状況を数量的に把握し、その進展度合いを測定するものである。

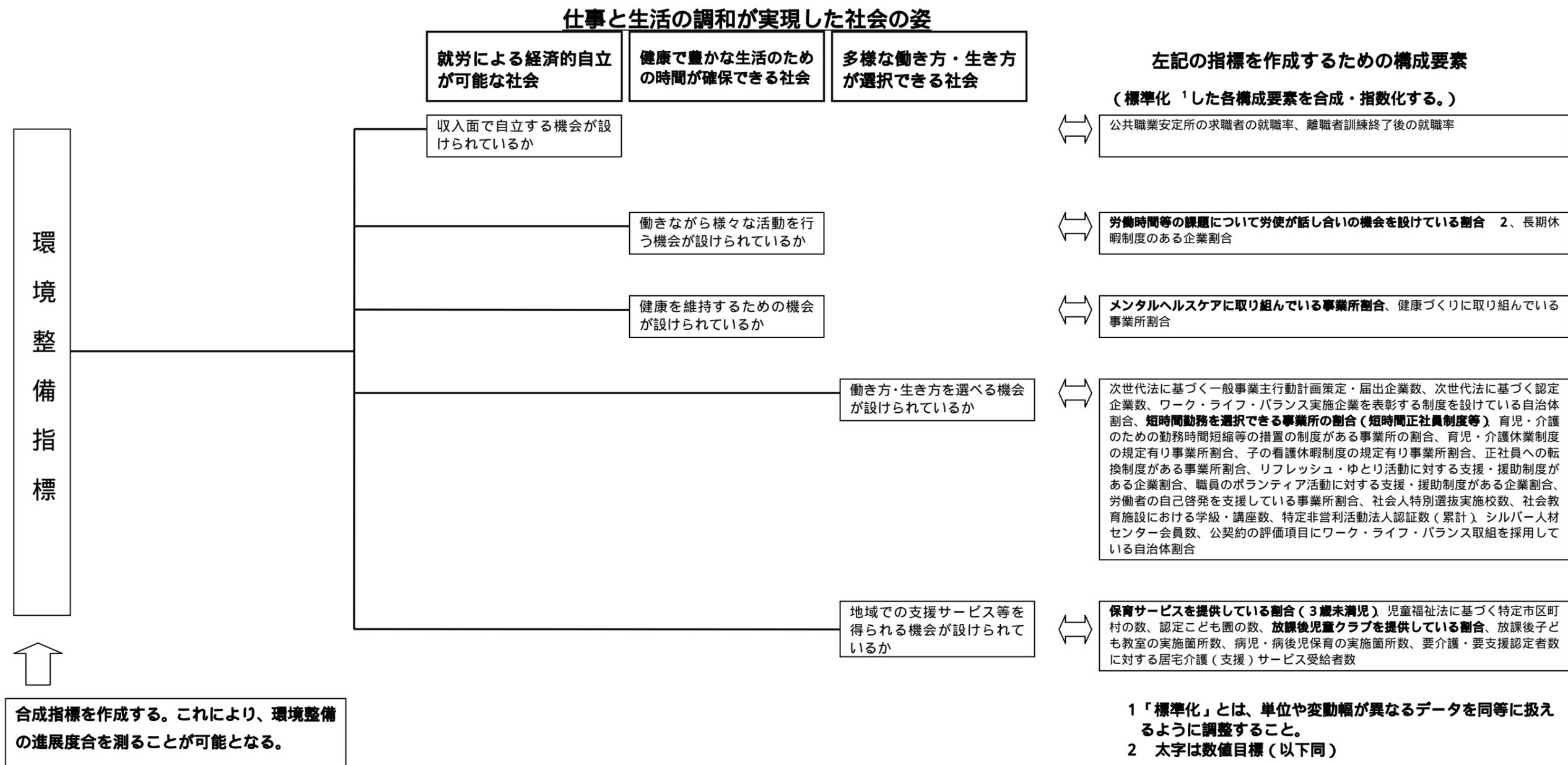
個人の實現度指標

「個人の實現度指標」は、5分野毎に指標を測定する。各5分野別の指標は更に、中項目、小項目指標に分かれる。小項目指標を行動指針における「仕事と生活の調和が実現した社会の姿」で整理することにより、その状況を把握することが可能となる。なお、各指標は、本行動指針で定める数値目標のほか、仕事と生活の調和に関連する統計(構成要素)を合成することにより作成する。



環境整備指標

環境整備指標については、分野を設けず一つの指標として測定する。なお、同指標は、本行動指針で定める数値目標のほか、仕事と生活の調和に関連する統計（構成要素）を合成することにより作成する。



(参考2)

点検・評価ワーキンググループの開催について

平成20年10月23日
仕事と生活の調和連携推進・評価部会 決定

1 趣旨

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の点検・評価をするにあたって、「仕事と生活の調和」実現度指標の更新に向けた作業等を行うため、点検・評価ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を開催する。

2 構成

- (1) ワーキンググループは、別紙に掲げる者をもって構成する。
- (2) ワーキンググループに座長を置き、構成員のうちから仕事と生活の調和連携推進・評価部会長が指名する。
- (3) 座長は、ワーキンググループの議事を整理する。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (5) 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 公開

- (1) ワーキンググループは、原則、公開とする。
- (2) 座長は、ワーキンググループの終了後、速やかに、当該ワーキンググループの議事要旨を作成し、これを公開する。また、一定期間を経過した後、当該ワーキンググループの議事録を作成し、ワーキンググループに諮った上で、これを公開する。

4 庶務

ワーキンググループの庶務は、厚生労働省その他関係行政機関の協力を得て、内閣府仕事と生活の調和推進室において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

点検・評価ワーキンググループ 構成員名簿

- 阿部 正浩 獨協大学経済学部教授
- 佐藤 博樹 東京大学社会科学研究所教授
- 清水 誠 総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官
- 武石 恵美子 法政大学キャリアデザイン学部教授
- 永井 暁子 日本女子大学人間社会学部准教授
- 樋口 美雄 慶應義塾大学商学部教授
- 三輪 哲 東京大学社会科学研究所准教授

（50音順）